



Environment / 地球環境のために



1. 地球環境への配慮

- (1) 環境関連の法令等の順守
 - ・当社は、国内ならびに国際的な企業活動において、環境関連の法令等を順守する
- (2) 環境管理体制の高度化
 - ・当社は、環境マネジメントシステムを運用するとともに継続的に改善を行う
- (3) 環境負荷物質の削減
 - ・当社は、有害化学物質の不使用を推進し、地球環境保全に貢献する
- (4) 公害防止、環境保全の取り組み
 - ・当社は、環境汚染の防止および生態系に与える直接・間接的影響を検討し、生物多様性の保護に取り組み地域社会に貢献する
- (5) 資源の有効活用
 - ・当社は、資源を有効活用するため、エネルギー使用の合理化を推進し、省資源・省エネルギーを意識した企業活動に努める
- (6) 地球環境保全への貢献
 - ・当社は、全ての企業活動において、環境への負荷低減を図り、地球環境保護に務める
 - ・当社は、環境目標を事業年度ごとに設定し、温室効果ガスや廃棄物等の排出量管理に努める



Society-1 / 地域社会とともに



2. 社会との共生

- (1) 社会との共生・貢献
 - ・当社は、社会制度や社会倫理を守る善良な企業市民として行動し、社会的秩序の維持向上に努めるとともに、地域社会との共生を目指し、企業市民として望まれる社会貢献活動に寄与する
- また、国際的な企業活動において、国際ルールや現地の法令等の順守はもとより、現地の文化や習慣を理解、尊重し、その発展に貢献する



Society-2 / 社員とともに



3. 人権、労働慣行

- (1) 労働関連の法令等の順守
 - ・当社は、国内ならびに国際的な企業活動において、労働関連の法令等を順守する

- (2) 個人の多様性と人権の尊重
 - ・当社は、個々人に様々な人格や属性があることを理解するとともに尊重し、その違いを理由とした不当な行為を行わない
 - ・当社は、人権侵害の防止に継続的に取り組む
- (3) 強制労働および児童労働の禁止
 - ・当社は、全ての労働が他の者に強要されるのではなく自発意思によるものであることを保証するとともに、採用、解雇等における手続きおよび労働条件の決定において企業活動を行う国、地域の法令等を順守する
 - ・当社は、強制労働、奴隷労働、人身取引による労働などの労働力を使用しない
 - ・当社は、国際条約や各国法で規定される最低年齢に満たない児童の労働を禁止する
 - ・当社は、国連グローバル・コンパクトの労働原則に基づき、18歳未満の児童を健康、安全、道徳を害するおそれのある労働に使用することを認めない
- (4) 労働時間、賃金
 - ・当社は、社員（非正規も含む）の労働時間、賃金、福利厚生について、企業活動を行う国、地域の法令等を順守する
 - ・当社は、超過勤務労働（予め合意された労働時間を超える）を指示する基準を明確にするとともに、労働時間の適正な管理により長時間労働の抑制に努める
 - ・当社は、外部委託の労働者を使用する場合も、企業活動を行う国、地域の法令等を順守するよう、外部委託事業者に要請する
- (5) 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重
 - ・当社は、国連グローバル・コンパクトの労働原則に基づき、社員が報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく結社する自由、抗議行動を行う自由を尊重し、労使の対話機会を設ける
- (6) 非人道的な労働慣行から利益を得ている企業との取引の排除
 - ・当社は、不当な労働協約、就業規則、賃金規程等の非人道的な労働慣行に基づく利益享受の有無について、仕入先への調査、確認を行う

4. 安全衛生管理

- (1) 安全衛生管理の徹底
 - ・当社は、安全衛生に関係するすべての法令等を順守するとともに、必要な自主基準を設け、管理レベルの向上を目指す
 - ・当社は、安全衛生マネジメントを継続的に改善し、安全衛生水準の向上を目指す
 - ・当社は、安全衛生活動の推進を可能とする為の組織体制の整備、責任所在の明確化を図る
- (2) 安全衛生リスクの低減
 - ・当社は、企業活動全般にわたるリスクアセスメントにより、安全衛生リスクの特定と除去、低減活動を推進する
 - ・当社は、安全衛生に関わる具体的な目的、目標を設定して実行、評価し、継続的に改善を図る
- (3) 安全で衛生的な働きやすい職場環境の実現
 - ・当社は、安全で衛生的な働きやすい職場環境を実現するために、適切な経営資源を投入し、継続的に改善する
- (4) 安全衛生教育
 - ・当社は、安全衛生の確保に必要な教育、訓練を継続的に実施し、意識の向上と周知を図る
 - ・当社は、安全衛生に関する行政、地域社会等の活動に参加する



5. コンプライアンス

- (1) 企業活動全般に関わるコンプライアンスの徹底
 - ・当社は、法令等の順守を最優先に、社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動を推進する
- (2) 公平、公正な競争の実現
 - ・当社は、各国、地域の競争法に則り、公正、透明、自由な市場社会を尊重し、適正な取引を遂行する
- (3) 適切な輸出入管理
 - ・当社は、適切な輸出入管理体制を構築するとともに、各国・地域の法令等に則り輸出入手続を行う
- (4) 反社会的勢力との関係を遮断することの表明、確約
 - ・当社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力ではないこと、暴力、威力、脅迫的言動または詐欺的手法を用いて不当な要求を行わないこと、ならびに反社会的勢力となんら関係も有さないことを表明、保証する
- (5) 秘密情報の厳重管理
 - ・当社は、取引を通じて知り得た技術、製品、価格等の情報、個人情報、その他の秘密情報の適切な管理、厳重な保持、漏洩防止を徹底するとともに、不当に取得せず、開示しない
 - ・当社は、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他社に被害を与えないように管理する
- (6) 会社資産の適切な活用
 - ・当社は、有形、無形を問わず、会社の財産を適切に活用する
- (7) 知的財産権等の侵害防止
 - ・当社は、第三者が保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権または技術情報（以下、知的財産権等という）を不正入手や不正使用しないように注意し、知的財産権等を一切侵害しない
- (8) 取引先との共存共栄関係構築
 - ・当社は、取引先との相互信頼の企業精神に則り、誠実で円滑なコミュニケーションをもとに、不当な利益供与、金銭の授受、供与を行わず、取引先と共存共栄関係を築く
- (9) コンプライアンスに関する通報制度の運用
 - ・当社は、内部通報制度を適切に運用する
 - ・当社は、通報者の秘密を厳守し、不利益な取り扱いを一切行わない
- (10) インサイダー取引の禁止
 - ・当社は、株価を左右するような内部情報に基づいて、自社や他社の株式等の売買を行うこと、他人に取引を勧めること、および許可なく内部情報を伝達することを禁じた内部情報管理規程を定め、インサイダー取引を未然に防止する
- (11) 利益相反行為の禁止
 - ・当社は、社員が自社の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図ることを禁止する
- (12) 紛争鉱物への取り組み
 - ・当社は、非人道的行為を行う武装勢力等に対し、その資金源や活動をほう助しないよう、直接取引と間接取引のいずれにおいても、紛争鉱物をはじめとする原材料の購入および使用、製品の販売、サービスの受領および提供を禁止する

6. 品質、安全性

(1) 品質の確保

- ・当社は、お客様が求める品質を実現することで CS を向上し、お客様から信頼される企業を目指す

(2) 品質管理体制の維持、改善

- ・当社は、品質マネジメントシステムの運用および継続的な改善を行うことで、開発、設計から納入に至る全てのプロセスにおける品質の向上を図る

(3) 製品の安全性確保

- ・当社は、製品の安全性を確保するために定めた開発・生産段階における法令等に基づく基準や TS 標準を順守する

(4) 不適合品の対応

- ・当社は、取引先に不利益を及ぼす可能性のある不具合が発見された場合、速やかな情報開示を行い、取引先への適切かつ迅速な対応をとる

(5) トレーサビリティ管理

- ・当社は、材料・部品の受入から製品出荷に至るまでの各工程における履歴や所在を明らかにするために定めた管理方法により、履歴を確実に追跡する

7. 競争力強化

(1) 付加価値の創造

- ・当社は、創造的な技術・製品の開発に挑戦し、時代のニーズに沿った社会的価値のある製品・技術・サービスを適切に提供する

(2) 新材料、新技術、新工法等の導入・実用化

- ・当社は、技術開発および新技術導入による製造工程の効率化、また脱炭素を意識した製造工程や技術開発の推進に努め、新技術、新工法、新材料等を積極的に導入し、実用化に努める

(3) コスト低減の推進

- ・当社は、製品開発における製品設計・解析技術の高度化、技術データベースの有効活用および IT や AI を活用した生産工程の高効率化により、コスト低減を積極的に推進する

8. 安定供給

(1) 安定調達

- ・当社は、当社が求める品質、納期を満たす物品、サービスの確保に努める

(2) 納期順守

- ・当社は、日々の進捗管理を徹底し、納期を順守する

(3) BCM の取り組み

- ・当社は、自然災害等の危機に直面した際に、事業の継続あるいは早期復旧を目指すための BCP（事業継続計画）を策定し、対策の実施・教育訓練・評価改善を行う

9. 情報開示

(1) ステークホルダーへの情報開示

- ・当社は、企業活動の透明性を高めることの重要性を認識し、ステークホルダーに対して、事業内容、財務情報等の必要な企業情報を適時、適切に開示する